

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2016年12月5日(月)発行

No.212

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

年末調整&マイナンバー学習会

年末調整だけでなく『マイナンバー制度』についても触れますので、ぜひご参加ください。

マイナンバーの施行により源泉徴収票などの様式が変更されています。記載内容なども変更があります。

自分で作成しよう「源泉徴収票」

と き:12月6日(火) 午後7時30分~9時

ところ:民商事務所3階

持ち物:筆記用具、電卓

参加無料 問い合わせ:052-915-8111

民商・全商連は、「私たちの要求」で「個人情報の流出や、第三者の成り済ましによる悪用などの危険もあり…」と、マイナンバー制度反対を明確にしています。

すでに全商連として「確定申告書などにマイナンバーの記載がなくても罰則や不利益はない」という国税庁の回答を得ています。

新部員歓迎会&忘年会



11月26日(土)夜7時から会員のお店「イタリアン パール浄心エイト」を会場に青年部の「新入部員歓迎会&忘年会」を開きました。仕事や家族の体調不良のため、欠席があり少々さびしくなりましたが、先輩部

員が「経営者としては自分が5年後10年後どうなりたいか目標を定めていくことが大事」と熱く語り、仕事の後駆けつけた新入部員も「とても刺激になりました」と語っていました。ピザや渡り蟹のクリームソースの Pasta など「評判どおり美味しい」と好評でお酒も会話も進みました。



中小企業法務プラス!ワンポイント

～ 法廷ウォッチングあれこれ ① ～

7月26日、名古屋北法律事務所の友の会ハウネットで法廷ウォッチングを企画しました。要するに裁判傍聴ツアーで、弁護士が案内役になっているいろいろな法廷の裁判を傍聴するというものです。終了後には弁護士から事件内容や裁判手続について解説する時間も設けています。これまでに何度も企画してたくさんの方に参加していただいておりますが、何回かに分けて、その中でよく出される感想・驚きの声を集めてみました。

これを読んで興味を持たれたら、次回法廷ウォッチングの企画に是非参加してください。

1 裁判中の法廷は出入り自由

基本的に開廷中の法廷は出入り自由で、職員に声を掛けることなく、誰でもいつでも法廷に入って、また途中で出ることができます。もちろん厳粛な場ですので静かに出入りすることが鉄則ですし、私語は厳禁ですが。

これは、「裁判の公開」という憲法上の原則(憲法82条)にも関わりますが、裁判という公権力の行使は国民の監視のもと公明正大に行われなくてはならないという原則があり、この原則に基づいて、裁判は徹底した公開が求められています。ですから、誰でも自由に傍聴できることになっています。但し、性犯罪に関わる事件など、公開することが公序良俗に反するような裁判については例外的に非公開とすることもできます。

2 裁判手続が短時間で終わる

民事裁判においては、「口頭弁論」といって、お互いの主張を公開の法廷で述べ合うことが定められていて、口頭弁論で述べられていない事実は裁判の基礎とすることができません。

ところが現実には、全ての事件で、何十ページにも及ぶ書面を全て口頭で述べてはいくら時間があっても足りなくなってしまう。そのため実際の裁判では、事前に提出していた書面について、法廷で「(書面の通り)陳述します」と一言述べるだけで、その書面に書かれていること全てを「法廷で述べた」とこと扱うというのが慣例となっています。

ですから、一つの裁判にかかる時間は、正味1分くらいで終わることも稀ではなく、書面の内容について何点か裁判官から質問することがあっても数分で終わります。その後次回期日の日程調整をしている時間の方が長いくらいです。

そんなことで、事件内容を知らない人が傍聴に行っても、何が何だか分からないうちに、あっという間に裁判が終わっていた、ということになってしまいます。

(次回に続く)

2016年12月 弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!